

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(特例等)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (1)に規定する場合のほか、当該流量計により測定した石油類の数量を課税標準等の数量としたい旨の申出があつた場合で、石油類の数量測定の実態等からみて、その申出に相当の理由があると認められるときは、<u>税務署長又は税関長</u>は(税務署長は国税局長を経由して)、意見を付けて<u>国税庁長官又は財務省関税局長</u>にその旨を上申する。</p> <p>(3) (2)の上申があつた場合には、<u>国税庁長官又は財務省関税局長</u>は、必要があれば両者で協議のうえ、その上申に係る<u>税務署長又は税関長</u>に対して(税務署長に対しては国税局長を経由して)、指示する。</p> <p>(注) (3)による指示が、この通達に特例を設けることとなり、かつ、その内容が一般性を有するものである場合には、上申及び指示の内容を各国税局長及び税関長に通達する。</p>	<p>(特例等)</p> <p>5 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (1)に規定する場合のほか、当該流量計により測定した石油類の数量を課税標準等の数量としたい旨の申出があつた場合で、石油類の数量測定の実態等からみて、その申出に相当の理由があると認められるときは、<u>税務署長又は税関長</u>は(税務署長は国税局長を経由して)、意見を付けて<u>国税庁長官又は大蔵省関税局長</u>にその旨を上申する。</p> <p>(3) (2)の上申があつた場合には、<u>国税庁長官又は大蔵省関税局長</u>は、必要があれば両者で協議のうえ、その上申に係る<u>税務署長又は税関長</u>に対して(税務署長に対しては国税局長を経由して)、指示する。</p> <p>(注) (3)による指示が、この通達に特例を設けることとなり、かつ、その内容が一般性を有するものである場合には、上申及び指示の内容を各国税局長及び税関長に通達する。</p>